

令和7年第1回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月7日

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 3 | 議案第11号 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第12号 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第17号 八雲町犯罪被害者等支援条例 |
| 日程第 6 | 議案第18号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第19号 八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第20号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第21号 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第22号 八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第23号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第25号 八雲町消防団条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 発委第1号 八雲町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 発委第2号 八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第26号 財産の取得について |

○出席議員（13名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
議長	11番 斎藤實君	副議長	13番 黒島竹満君
	14番 千葉隆君		

○欠席議員（1名）

12番 能登谷正人君

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	成 田 耕 治 君
総務課長 兼新庁舎建設推進室長 併選挙管理委員会事務局長	竹 内 友 身 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
政策推進課長	川 口 拓 也 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会計管理者 兼会計課長	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
住民生活課長	相 木 英 典 君	保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
農林課長 併農業委員会事務局長	石 坂 浩 太 郎 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
建設課長 兼公園緑地推進室長	藤 田 好 彦 君	環境水道課長	横 田 盛 二 君
水産課長	吉 田 一 久 君	落部支所長	阿 部 雄 一 君
教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長 兼学校給食センター長 社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	三 坂 亮 司 君
学校教育課参事	池 田 忠 寛 君	農業委員会会長	佐 藤 真 理 子 君
体育課長 選挙管理委員会委員長	伊 藤 勝 君	監 査 委 員	日 野 昭 君
総合病院事務長	外 崎 正 廣 君	総合病院庶務課長	千 田 浩 文 君
総合病院医事課長	竹 内 伸 大 君	総合病院地域医療連携課長	長 谷 川 信 義 君
消 防 長	加 藤 貴 久 君	八雲消防署長	佐々木 裕 一 君
八雲消防署庶務課長	堤 口 信 君	八雲消防署予防課長	河 井 治 彦 君
八雲消防署警防救急課長	中 野 悟 司 君		小 林 伸 也 君
	関 晃 弘 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長 兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	田 村 春 夫 君	地域振興課参事	小 笠 原 一 信 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
熊石消防署長	藤 村 勉 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君

○出席事務局職員

事務局長 併監査委員事務局長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長 監査委員事務局次長	成 田 真 介 君
議事係長 併監査委員事務局監査係	千 代 貴 大 君		

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（千葉 隆君） ただいまの出席議員は13名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、佐藤智子議員と牧野仁議員を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（野口義人君） ご報告いたします。
本日の会議に、議会運営委員会より条例改正案2件が提出されております。
本日の会議に、能登谷正人議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第2 議案第10号

- 議長（千葉 隆君） 日程第2 議案第10号、情報通信技術の活用による行政手続等に
係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会
形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とい
たします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） おはようございます。

議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書1ページになります。

この度の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律、いわゆる番号法の改正に伴い、引用条項にずれが生じるため、既設条例の一部を改
正しようとするものであります。

第1条の八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、条例第2
条中で引用する番号法の条項をそれぞれ1項ずつ繰り下げようとするものであります。

つづきまして第2条の、八雲町税条例の一部改正につきましても、2ページから4ペー
ジまで、第1条の改正と同様に、条例中で引用する番号法の条項をそれぞれ1項ずつ繰り

上げようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第10号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 今最後に施工はっていうところで、ここに書いてるのは7年4月1日から施行するっていう書いてあるんですけど、今違いましたよね。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） すいません。誤りであります。

令和7年4月1日からでございます。すいません。

○議長（千葉 隆君） 訂正ということでご理解願ひます。

他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第11号

○議長（千葉 隆君） 日程第3 議案第11号、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第11号 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と介護の両立支援制度の効果的な周知や本制度を使用しやすい雇用環境の整備を図るため、既設条例の一部

を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第8条の4の改正は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の免除の対象となる子の範囲について、現行の3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものであります。

6ページをお願いいたします。

第15条の改正は、介護休暇に係る要介護者の範囲を条例で規定するものであります。

第15条の3の改正は、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の周知、意向確認等を行うことを、また、第15条の4の改正は、当該制度に係る研修の実施、相談体制の整備及び職務環境の整備に関する措置について追加するものであります。

附則第1条は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするもので、附則第2条は、経過措置として、改正後の第8条の4第2項による時間外勤務制限に関する申請について、施行日前においても可能とするものであります。

以上、議案第11の提案説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 軸の条例改正などで、ためらいがちになりながら質問いたします。

6ページに、介護時間として15条の2の略っていうことで、現行法には何も書かれてなくて、改正の方にずらっと介護の新しい解釈っていうか理解が書いてますけども、元になる法律が次世代育成ということと育児のことにも関わるこの法律だったように説明を受けました。

介護時間をどういうふうにより使いやすく、条例改正書いてますけども、育児に対しても同じようなことが想定されると思うんですよね。突然子供が病気になったとか、そういうときに私しか病院に連れて行けないだとか、いろいろそういう育児も介護の書かれてるような直面するような事態があると思うんですけども、そういうことは今回の改正にはないのか、それとも不勉強で申し訳ありません。もうそういう改正はされているのか。どうなんでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今回の改正に伴う条例の改正については、介護に関する部分の研修ですとか、そういった周知の部分を法律の方で追加して、その旨を条例で規定しなさいということなので、介護の方についてはその研修だとか、職員への周知っていうのは追加しております。

ただ三澤議員のご質問のありました育児の方、こちらについても同様に制度としてはあ

りますけれども、そういった職員の周知ですとか、制度の説明研修ですとかってというのは合わせてありますが、こちらは改めて以前にもうできて、進んでるということでございますので、よろしく願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 不勉強ですいません。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第12号

○議長（千葉 隆君） 日程第4 議案第12号、八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第12号 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、概要説明書において記載している引用法令名に誤りがありましたので、お詫び申し上げ、正誤表のとおり訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書8ページをお願いいたします。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している条項が改められたことにより、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第18条第3項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第32項において、会計年度任用職員の部分休業の承認にあたっては、同条第29項で規定する行政執行法人の職員の部分休業の規定を準用する規定となっておりますが、この準用規定がなくなり、新たに第61条の2第20項で規定されることになったための改正であり、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第12号の提案説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 非常勤職員ということで改正されることになってますけども、この非常勤職員というふうに書かれている中での内容がいわゆる一般職員等同じ内容で改正され、記載されているのかどうか。

今回の改正によって、一般職員との差はなくなるという理解でいいんでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） ただいまのご質問ですけども、このたびの改正は、法律の方の引用している条項が改められたことによる改正ということでございますが、制度として一般職員と会計年度任用職員の部分休業の承認に関しては、時間等取り扱いに差はないという内容になってございますので、よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第17号

○議長（千葉 隆君） 日程第5 議案第17号、八雲町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第17号八雲町犯罪被害者等支援条例についてご説明いたします。

議案書24ページをお開き願います。

この度の新規条例制定は、既に施行済みの犯罪被害者等基本法において、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目的とされているとともに、地方公共団体の責務が明文化されていることから、八雲町においても法の趣旨にのっとり、条例の新規制定を行うものであります。

本条例は、第1条から第14条で構成されております。順にご説明いたします。

第1条は本条例の目的を定めているものであり、犯罪被害者等が、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として本条例を制定することを規定しております。

第2条は、この条例においての用語の定義を定めているものであり、第1号から第6号まで記載のとおりとなっております。

第3条は、犯罪被害者等の支援にあたり第1項から第4項までの基本理念を定め、個人の尊厳への配慮及び支援の在り方について規定しているものであります。

第4条から第6条は、町の責務、町民等の責務、事業者の責務を規定しており、それぞれ基本理念にのっとり、施策の推進および、施策に協力等するよう努めることを定めるものであります。

第7条は、相談及び情報の提供等について規定しており、犯罪被害者等が直面している問題について、情報の提供、助言および関係機関との連絡調整を行うことを定めております。

第8条は、八雲町民が犯罪被害にあわれた場合の見舞金について規定しているものであり、犯罪被害にあわれた方が亡くなられた場合には、ご遺族に30万円を支給し、犯罪被害にあわれた方が傷病を負った場合には、ご本人に10万円を支給する旨を定めるものであります。なお、本条例が可決された場合には、規則を同様に新規制定し、見舞金の支給対象、条件等の詳細を定め事務の取り扱いについて規定をする予定であります。

第9条は、日常生活への支援を規定しているものであり、町として犯罪被害者が必要な支援を行うことを定めるものであります。

第10条は、居住の安定について規定しているものであり、犯罪被害者等への町営住宅の入居およびその他の必要な支援を行うことを定めております。

第11条は、安全の確保について規定しているものであり、犯罪被害者等が二次的被害を受けることがないように、必要な施策を講ずることを定めるものであります。

第12条は、町民等および事業者の理解の増進について規定するものであり、犯罪被害者等への支援の重要性について、町民等に理解いただくために必要な施策を講ずることを定めるものであります。

第13条は、支援の制限について規定するものであり、社会通念上適切でないと認める場合には、犯罪被害者等への支援を行わないことを定めるものであります。

第14条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることとしております。

また、附則において、この条例の施行日を令和7年4月1日からとしております。

あわせて、第8条見舞金の支給規定の適用については、この条例の施行日以後に行われた犯罪行為による死亡または傷病について、適用することを規定しております。

以上、議案第17号、八雲町犯罪被害者等支援条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 今回の改正は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするというふうに目的をうたってますけども、13条で犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとする場合は、支援を行わないと一つ加えてますよね。

想像力が働かないんで、具体的な例がないと思ひ浮かばないし、犯罪被害者というふうに規定ができるのであれば法の目的に沿って、安全で安心して社会に暮らしていけるようにしていくという法律の趣旨からいって具体的な例を挙げてもらわないとピンとこないんですけどもね。何かおっしゃってもらえれば。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 今のご質問ですけれども、過度に犯罪を誘発するような行為をして、例えば死亡だとか障害だとか受けた場合については、犯罪被害者等というものに対して該当をしないということであります。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） ますますもって想像できなくて、逆に被害者なのに被害の訴えが届かない実例として、例えば極端な例かもしれませんがレイプだとか痴漢に関して今でも社会の多くの中では、そんな服装しているからだとか、こんな時間に1人で歩いているからだと言って被害者を責める風潮が未だにこの社会にはあります。

そういった観点からいって、今の13条の説明を聞いたときに過度に犯罪を誘発するようなどこって言われると、そう言った類いの未だ社会で改めなきゃいけないところが改められていないところをイメージしての条例の付け加えなのかと思った場合に、僕は今そう受け止めざるを得ないような答弁だったんで、不適切じゃないかなと思うんですけども、本質を表す具体例はありませんか。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 例えば例に例えますと、あおり運転をしてそれに怒った、された側が暴力を振るって被害を受けたという場合が例としてはあるかなというふうに思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） あおり運転をされて、その行為に腹が立ってあおり運転をした人に対して、何がしかの行為をした人を犯罪被害者というふうには言いづらいよねっていう説明ですか。

そういった特殊な例も含めて、一概に犯罪被害者としてくるのはどうかなという例があ

るということですね。少しわかりました。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 議長、大久保議員。

○4番（大久保健一君） 犯罪被害者を把握するために国や関係機関と連絡してということで書かれてますけど、具体的に行けば裁判所や警察署になると思うんですけど、その連絡体制っていうのはどういうふうにするかある程度決まってあるのであれば、教えていただきたい。

もう一つ、見舞金の支給については今後規則で決めるっていうお話だったんですけど、これは本人の請求の形になるのか、それとも連絡調整関係所と連絡調整した結果、こちらが情報を仕入れて積極的に支給していくのかどうなのか教えてください。

○住民生活課長（相木英典君） 住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） まず一点目の関係機関との連絡というところですけども、この条例が可決された後、今の予定としては八雲警察署と協定を結ぶということで情報のやり取りについて、やらせていただくという予定でおります。

それと見舞金の支給につきましては、ご本人からの請求ということは今想定しております。

うちのほうとしても、ただ見黙って見ているということじゃなくて、そういう被害者がいた場合には、連絡を取ってこういうこともできますよ、ということは連絡してお伝えするつもりです。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第18号

○議長（千葉 隆君） 日程第6 議案第18号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第18号八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 27 ページをお開き願います。

このたびの改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたため、国の基準に沿って定められている八雲町で定める基準についても同様に改正しようとするものであります。

第6条第1項第1号の改正は、保育所との連携について定めているこの第6条ですが、支援を行うことを支援を実施することに改めるものです。これは下段の第2項及び次ページの第3項で新設する規定の中に保育内容支援という言葉が使用されるため、その保育内容支援とは何かということを定義づける改正となります。

第2項の改正は、前項第1項第1号で規定する連携施設の確保が家庭的保育事業者で難しい場合には、28ページの第1号、第2号で定める要件をすべて満たす場合は、前項の第1項第1号の規定を適用しないことができる規定の新設であります。

第1号は、保育内容支援連携協力者を適切に確保することが定められており、第2号では、アとして事業者と連携協力者の間で役割分担、責任の所在が明確化されていることが定められており、イとして連携協力者の本来の業務に支障がないよう措置がとられていることが要件として規定されております。

第3項の改正は、保育内容支援連携協力者とは何かを定義づける改正であります。

第16条の改正は、栄養士法が改正され令和7年4月1日以降、栄養士の資格がなくても、管理栄養士の資格が取得できることとなったため、第1項第2号で規定されている栄養士のほか新たに管理栄養士を追加するものであります。

なお、附則として、この条例の施行日を令和7年4月1日からとするものであります。以上、議案第18号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第19号

○議長（千葉 隆君） 日程第7 議案第19号、八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第19号八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書30ページをお開き願います。

このたびの改正は、子ども、子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、子ども子育て支援法第13条が改正されることから、条例でそれを引用している条文について改正を行うものであります。

第4条罰則規定の改正は、改正前の子ども、子育て支援法第13条が、第1項から第3項で構成されておりましたが、この度の法律改正で2項から3項が削除されたことで、第1項のみの規定となることから、条例内の法第13条第1項を第13条とすることとし、下段の法第13条第1項をこれらとする改正を行い、それにあわせて、中段の以下この項において同じ。の表現が必要となくなることから削除するものであります。

なお、附則として、この条例の施行日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上、議案第19号、八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第20号

○議長（千葉 隆君） 日程第8 議案第20号、八雲町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第20号八雲町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書31ページをお開き願います。

このたびの改正は、子ども、子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布

に伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正が行われたため、国の基準に沿って定められている八雲町で定める基準についても同様に改正しようとするものであります。

第7条第2項の改正は、下線部の第40条第2項において同じ、を追加することで、32ページ上段の第40条第2項の改正前の下線部を削除することができる文言の整理を行う改正であります。

第37条の改正は、33ページの中段、第42条第3項が新設されたことにより、それらの条文の小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型の根拠法令を定める、文言の整理を行う改正であります。

32ページ、第40条の改正は、さきほど第37条でご説明いたしましたが、第37条の改正により下線部を削除する文言の整理を行う改正であります。

第42条第1項第1号の改正は、保育所との連携について定めているこの第42条ですが、支援を行うことを支援を実施することに改めるものです。これは、33ページの第2項から第3項で新設する規定の中に、保育内容支援という言葉が使用されているため、その保育内容支援とは何かを定義づける改正となります。

続きまして、下段第3号の改正は、33ページで第2項から第3項が新設されたことにより、改正前に第2項から第4項であったものが2項下に繰り下がることから、第6項第1号となる、文言の整理を行う改正であります。

33ページ、第2項の改正は、前項第1項第1号で規定する連携施設の確保が特定地域型保育事業者で難しい場合には、第1号、第2号で定める要件をすべて満たす場合は、前項の第1項第1号の規定を適用しないことができる規定の新設であります。

第1号は、保育内容支援連携協力者を適切に確保することが定められており、第2号では、アとして事業者と連携協力者の間で役割分担、責任の所在が明確化されていることが定められており、イとして連携協力者の本来の業務に支障がないよう措置がとられていることが要件として規定されております。

第3項の改正は、保育内容支援連携協力者とは何かを定義づける改正であります。

第2項、第3項の新設に伴い、改正前の第2項から第4項を、第4項から第6項に繰り下げを行うものであります。

第50条の改正は、34ページにある読み替え規定の文言の整理に関する改正ですが、改正前の規定から改正後の規程に改めるものであります。

なお、附則として、この条例の施行日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上、議案第20号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第21号

○議長（千葉 隆君） 日程第9 議案第21号、八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員設備に関する設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議案第21号、八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

この度の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、管理栄養士の受験資格見直しにより、栄養士免許取得の不要化が図られるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第151条、第13項の改正は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となったことから、栄養士の後に、管理栄養士を追加しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を、令和7年4月1日とするものであります。

以上、議案第21号、八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第22号

○議長(千葉 隆君) 日程第10 議案第22号、八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○公園緑地推進室長(藤田好彦君) 議長、公園緑地推進室長。

○議長(千葉 隆君) 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長(藤田好彦君) 議案第22号八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

概要説明書3ページをご覧ください。

本条例は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、引用する条項を改めるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書36ページをご覧ください。

改正する内容は、条例第4条、第1項、第6号の園路及び広場の設置基準に関する条文中の第21条、第2項、第1号を第22条、第2項、第1号に改正しようとするものであります。

附則として、本条例の施行期日を、令和7年6月1日からとするものであります。

以上、議案第22号八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(千葉 隆君) 三澤議員。

○8番(三澤公雄君) 軸の訂正の条例改正なんですけども、この条例の中に保守管理に関する規定はあるんでしょうか。

横断歩道等でいくつかの時点で、小視覚障害者用の誘導用の点字ブロックが除雪のためか綺麗に丸がなくなっているところがいっぱいで、ずっとそのままの状態であるように見受けられるんですよね。

なので、保守管理に関しての規定があるなら、ほっとかれるのもおかしいことですし、ひょっとして保守管理に関しての規定がないのかなと思って聞きしますが、どうなんですし

よう。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩いたします。11時、再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○公園緑地推進室長（藤田好彦君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（千葉 隆君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（藤田好彦君） お時間をとらせていただき、申し訳ございません。

先ほどの三澤議員からの質疑なんですけれども、このたびの条例は、特定公園施設の設置を定める基準の条例でありまして、あくまでも設置基準ということで、保守的な記載の条項はございません。

しかしながら公園、道路においても、損傷等が確認された場合で修繕すべきものというふうを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（三澤公雄君） であるならば、今私の記憶に残っているいくつだとかのところでは数年放置されているように思うので、これから具体的に場所等も調べてご報告しますので、善処していただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 補足で7年6月1日から施行について、何で6月からなのか教えていただきたいと思います。

○公園緑地推進室長（藤田好彦君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（千葉 隆君） 公園緑地推進室。

○公園緑地推進室長（藤田好彦君） この改正のもととなっている法令の施行期日が、令和7年の6月1日からということになっておりますそれに合わせた日付となっております。

○議長（千葉 隆君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 1 1 議案第 2 3 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 11 議案第 23 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第 23 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 37 ページをお願いいたします。

本条例は、一般職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、企業職員の給与の種類及び基準について改める必要があることから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について、ご説明申し上げます。

第 4 条第 2 項の改正は、扶養手当について、子に係る扶養手当を充実させる一方で、配偶者に係る扶養手当を廃止するものであります。廃止にあたっては経過措置を設けることとしており、当該経過措置については、38 ページの附則第 2 条で規定しております。

第 12 条の 2 の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の手当の支給拡大を行うもので、従来、支給対象ではなかった住居手当及び寒冷地手当を支給するための改正であります。

第 13 条第 2 項の改正は、部分休業の対象となる子を、小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものであります。

附則の改正は、第 12 条の 2 の改正内容と同様、暫定再任用職員に係る住居手当及び寒冷地手当を支給するための改正であります。

附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 23 号の提案説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2 番（佐藤智子君） すいません。企業職員っていう名称が聞きなれないんですけれども、どういう職員を指すのでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 一般的には一般職員という言い方をしますが、企業職員については水道事業に関する職員、企業会計使っている職員については、企業職員という言い方をします。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 今の説明はわかりましたけれども、水道以外にも企業会計がありますが、そうすると病院職員も企業職員なんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 企業会計の適用しているところはそうです。病院もそうですし、下水道関係、それから水道下水道、その辺は企業職員という言い方をします。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 今佐藤議員が質問しましたが、その部分でいくと、これは企業職員のもとになる一般職員も同じような軸で改正されているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 一般職員の給与条例の方は、来週月曜日の方で条例の方ご審議を賜るんですけども、基本的に一般職員に準じることのものですから、一般職員が基本となりますけれども基準は全く同じという内容で、解釈いただいて結構です。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） それでいけば、広い対象者がいるということで、軸について説明を求めたいと思います。

4条の2の括弧1のところの配偶者の隣に書いている届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むと、いう非常に議場も休憩時間盛り上がってましたけども、こういった方はどういう方なんだろうというふうに、具体的なものが思い至らないんですけども早急に調べましたら、婚姻届を出さなくけども世帯変更届を提出する。もしくは公正証書を作成する。自治体のパートナーシップ制度を利用する。あるいは子供がいる場合は認知や養子縁組をした場合は、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとして認められやすいというものまでは調べたんですけどね。

今、八雲町はそういうところまで幅広く想定しなきゃいけない状況なんでしょうか。それとも、もっと違う例があるということがあれば示してもらいたいと思います。

○総務課長（竹内友身君） 総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今現在、こういった例で扶養手当を支給している職員というのは現在おりません。

ただ元々こういう規定の中でやってきておりますが、具体的にそ扶養手当を支給するのって判断基準は、あくまでも国家公務員の方の規則なりなんなり参考にしてやるしかないと思うんですけども、今三澤議員おっしゃったような対象範囲のお話されましたけ

ども、そういったところの実情、例えば同一生計で生活してるのかとか、生活実態を見ながら判断するしかないかなとは考えますが、なにせ今まで例がないもんですから具体的にこういう方が対象になりますというのはこの場では申し上げられないんですが、そういったもし事例が来れば調べて対処してまいりたいと考えております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○11 番（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（千葉 隆君） 斎藤議員。

○11 番（斎藤 實君） 確認させてください。4条の2ですけれども、現行の部分が先ほど説明の中で廃止っていうふう聞いたんですけど、これで間違いはないですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 扶養手当に関しては、現在子供については1人1万円となっております。それを2年かけて1万3千円まで上げるという内容でございます。1万円から1万1,500円、それから1万3千円という段階を踏んで上がっていく形態です。

一方で、上げるために●●を要は配偶者の扶養手当を使うというような考え方で、今配偶者については6,500円なんですけども、それを3,000円に下げましてよくて、翌年からは0というような流れでいくということでございますので、国に準じてうちもそれに倣ってやるという考えでございます。

○11 番（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（千葉 隆君） 斎藤議員。

○11 番（斎藤 實君） 聞き方を悪い方がいいかなと思うけども（1）の配偶者、そして配偶者（届け出をしない事情、婚姻関係と同様の事業にあるものを含む）とこれを廃止するっていうことを先ほどおっしゃったのではないかと思うんですけども、そのところの確認。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 配偶者の扶養手当は廃止というのは間違いございません。

ただ先ほど38ページの方で説明申し上げました、付則の方で。2年間かけて段階的になくするというような規定をしているということでございますが、配偶者については最低限なくするというのは変わりませんので。

○議長（千葉 隆君） 斎藤議員、よろしいですか。

○11 番（斎藤 實君） もう1回勉強し直してきます。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。これより直ちに本案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 1 2 議案第 2 5 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 1 2、議案第 2 5 号、八雲町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議長、消防本部庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部庶務課長。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議案第 25 号八雲町消防団条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書 40 ページになります。

この度の改正は、刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、条例中に規定する対象字句を改めるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、条例第 5 条第 1 項、第 1 号中の禁錮を拘禁刑に改正しようとするものであります。附則といたしまして、この条例は、法律の施行期日と同日となる令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 25 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 第 1 3 発委第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 13 発委第 1 号、八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 委第1号、八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明をいたします。

この度の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および刑法の一部の改正に係る法律の公布、施行に伴い、八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは発委第1号の別紙をご覧ください。

本件は条例の適用期日に応じ、第1条及び第2条に区分されており、適用期日が令和7年4月1日に係る条文は第1条、適用期日が令和7年6月1日に係る条文は第2条となっております。

はじめに、第1条からご説明申し上げます。条例第2条第10項、及び第12条第5項における規定の改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用条文に項ズレが生じることに伴う条文の整理を行うものであります。

また、ただいま説明申し上げました条文のほかは、用語の整理を図る内容でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

次に第2条についてご説明申し上げます。条例第52条から第54条について、刑法等の一部を改正する法律及び、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、条文の改正を行うものであります。附則として、施行期日についてですが、第1条の規定を令和7年4月1日から施行し、第2条の規定を令和7年6月1日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 1 4 発委第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 14 発委第 2 号、八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8 番（三澤公雄君） 発委第 2 号、八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案説明をいたします。

この度の改正は、刑法の一部の改正に係る法律の公布、施行に伴い、八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは発委第 2 号の別紙をご覧ください。

本件は、条例第 8 条について、刑法等の一部を改正する法律、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、条文の改正を行うものであります。

附則といたしまして、施行期日について、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 1 5 議案第 2 6 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 15 議案第 26 号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議案第 26 号、財産の取得について、ご説明いたします。

議案書 41 ページをお開き願います。

本件は、旧熊石高校公宅施設整備取得事業として 2 か年計画の 2 年目で、6 年度当初予算 2,052 万円を措置しておりましたが、この程、北海道教育委員会より鑑定評価を終え 売買価格として 1,678 万 9,300 円の提示を受け、町で取得するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産ですが、

- 1、財産の所在地、種別及び面積は、議案書に記載のとおり全部で 2 棟 3 戸であります。
- 2、取得の目的は、熊石地域の教職員住宅等として有効活用を図るものでございます。
- 3、取得の方法は、契約の定めるところによるもので、契約、売買代金の支払いを年度内で完了する予定です。
- 4、取得金額 1,678 万 9,300 円。
- 5、取得の相手方は、北海道教育委員会教育長、中島俊明であります。

なお、今回は道教委との契約上、教育委員会の財産として一括取得しますが、1 棟 1 戸については今後、教職員住宅以外で熊石地域での利用目的に合わせ所管換えを予定しておりますことを、ご報告いたします。

以上、議案第 26 号、財産の取得についてのご説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4 番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4 番（大久保建一君） 教職員住宅の取得ってということなんですけど、今、現在教職員の数と供給される住宅の数を教えていただきたいと思います。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） ただいまのご質問であります。現在熊石地域にある教職員住宅は 8 棟 11 戸で、そのうち 8 戸に入居しております。

今回 1 棟 2 戸取得することによって全部で 9 棟 13 戸になります。なお、熊石地域にある小学校、中学校の職員数であります。小学校については 9 名、中学校については 12 名、全部で 21 名であります。

ですので、入居率で考えますと、半分以下と。熊石地域以外から通勤してる方の方が多いという状況でございます。

○4 番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 入居できない方々っていうのは近隣に例えば住居を構えて、自分が望んで通勤してるのか、もしくは、やむを得ず近隣市町村に住居を構えて通勤しているのかという調査はあるんでしょうか。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 通勤されてる方につきましては、それぞれ家庭の事情等もあって、熊石地域外から通勤されてる理由というふうには理解しております。

なお今回4月1日の人事異動もあるかと思えます。そういった中で、異動されてこられる方の中から熊石地域の住宅に入りたいっていう希望の方もいるようでありますので、今年の4月1日では、もう少し利用が増えるのかなというふうには考えております。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君）

では希望はある程度満たされるとして、解釈してよろしいんでしょうか。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 今回1棟2戸増えることによって希望される方については、全員が入れるというふうになるかというふうには考えております。

ただ、どうしても人数分は揃えてませんので、場合によっては足りないということもあるかもしれませんが、現状の状況から見ると満たされるというふうには考えております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 先ほど教職員以外での1棟1戸活用というお話されてましたけども、それは何か目的がもう決まってあるんですか。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 今回購入する住宅につきましては1棟2戸については、元々教職員住宅として活用しておりました。

残りの1棟1戸につきましては、道総研のサケマス内推進の職員住宅として利用しておりました、この1戸につきましては、熊石地域の職員住宅での活用をしたいというふうには考えております。

現在、熊石地域の職員住宅については、雲石地区にある旧法務局の1戸しかなく、現在入居中であります。また鮎川地区にあるサーモン種苗生産施設は大雨など緊急時に対応しなければならないこととかあることから、近くにそういう職員住宅があった方が良いというふうには考えております。そのような活用方法も含めて教職員住宅として活用したいというふうには考えております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○9番（牧野 仁君） 議長、牧野。

○議長（千葉 隆君） 牧野議員。

○9番（牧野 仁君） 確認させていただきます、2点ほど。

築年数の話出てませんでしたよね。それと、この件リフォームはあるのかなのか、その2点を教えてください。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 築年数であります、1棟1戸については平成14年、1棟1戸については平成15年であります。

なお1棟2戸については、令和5年度まで教職員が居住しておりまして、今現在は入居してないんですけども、1年間だけ空白というふうになっておりますので、リフォームしなくてもそのまま使えるのかなというふうには考えております。

また職員住宅を予定している平成15年のものについても、築年数が古くないので、そんなにリフォーム費用がかかるというふうには考えておりません。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 今の質疑で浮き彫りになったのが、熊石に住む教職員は熊石に住みたいと思っても住めないという状況が浮かび上がってきたと思いますけども、熊石での住居環境。

八雲町であれば、民間があるので家賃助成して、町内に住むということを選択してくれる先生方もいらっしゃるんですけども、熊石ではそれも出来づらい環境だというふうに理解すると、こういった教職員が地元に住んでもらう。その分、生徒と接する時間も先生たちのゆとりも生まれるのかなと考えた場合に、その辺の計画性ってのはどのように考えているんでしょうか。

非常に今の質疑を聞いたときに不安になるのは僕だけではないと思いますが。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（田村春夫君） 熊石地域の小学校、中学校の職員数であります、全部で21名というふうな説明を先ほどさせていただきました。

そのうち、公務補がそれぞれ1人ずつ入っております。その方々は熊石、地元の方ですので実質で考えますと19名の方になろうかというふうに思っております。

今回住宅を取得するによって、13戸の施設が確保されております。場合によっては、町の公営住宅の方も空きがございますので、そちらの方に入居される方もおりますので、住宅の数としては満たされてるのかなと。それと、どうしても本人の家庭の事情とかそういうことから熊石地域以外から通勤されてる方もいるというふうに聞いております。

- 8番（三澤公雄君） 議長、三澤。
- 議長（千葉 隆君） 三澤議員。
- 8番（三澤公雄君） 確認しますが、今回、1棟2戸が教員住宅として提供されることによって、現状では足りている状況になったという理解をした方がいいということでしょうか。
- 熊石教育事務所長（田村春夫君） 議長、熊石教育事務所長。
- 議長（千葉 隆君） 熊石教育事務所長。
- 熊石教育事務所長（田村春夫君） 三澤議員のおっしゃる通り、そのように考えております。
- 8番（三澤公雄君） わかりました。
- 議長（千葉 隆君） 他にございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
3月10日から13日は、予算特別委員会及び各常任委員会を開催するため、休会したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定されました。

◎ 散会宣言

- 議長（千葉 隆君） 本日は、これをもって散会といたします。
次の会議は、3月14日、午前10時の開議を予定いたします。ご苦労様でした。

[散会 午前11時35分]